

4 届出が必要な施設(騒音)

用途区分	施設の種類	規模等要件
金属製品製造・加工用の施設	機械プレス	呼び加圧能力 147kN 以上 294kN 未満
	切断機	といしを用いるもの及び移動式のを除く。
	やすり目立機又はのこ目立機	動力を用いるもの
	旋盤、フライス盤、平削盤又は形削盤	全てのもの
	乾式研磨機	移動式のを除く。
工場・事業場に設置する施設	空気圧縮機又は送風機	原動機定格出力3.75kW以上7.5kW未満 ※この条例では、クーリングタワーに付随する送風機を除く。
	冷凍機	原動機定格出力3.75kW以上
	走行クレーン	原動機定格出力合計7.5kW以上
	クーリングタワー	付随する送風機の原動機定格出力7.5kW未満、かつ冷却水冷却能力10m ³ /h以上
	自動式車両洗浄施設	全てのもの
土石・鉱物の粉碎・ふるい分用の施設	破碎機、摩砕機、ふるい分機又は分級機	原動機定格出力7.5kW未満が2基以上、かつその定格出力合計7.5kW以上
繊維製品製造用の施設	動力打綿機(混打綿機を含む。)又は製綿施設	全てのもの
建設用資材製造用の施設	コンクリートブロックマシン、コンクリート管製造施設又はコンクリート柱製造施設	動力を用いるもの
木材・竹材加工用の施設	帯のこ盤又は丸のこ盤	製材用：原動機定格出力7.5kW以上15kW未満 木工・竹材加工用：原動機定格出力1.5kW以上2.25kW未満
	かんな盤	原動機定格出力1.5kW以上2.25kW未満
紙加工用の施設	コルゲートマシン又は紙工機械	全てのもの
物の製造・加工・選別用の施設	ダイカストマシン又はオシレートコンベア	全てのもの
石材加工用の施設	石材引割機	全てのもの

※上記施設の規模等要件を満たさない場合でも、騒音規制法による規制が適用されることがあります。
※騒音規制法に基づく特定施設を有する工場・事業場の場合、この条例に基づく届出は不要とします。

施設の例



▲ 走行クレーン



▲ クーリングタワー



◀ 空気圧縮機



▲ 帯のこ盤